

年 月 日

保護者各位

I D 学園高等学校

校長 古澤 勝志

## 学校感染症の種類と出席停止期間

(学校保健安全法施行規則第 18 条) 2015 年 1 月改正 今回の改正点は下線部

第一種感染症・・・完全に治癒するまで

インフルエンザ等は、学校保健安全法の定められている集団感染の可能性の高い感染性疾患です。したがって、医師の診断があった場合は、欠席ではなく「出席停止」の扱いとなりますので、右記の出席停止期間に基づき医師が登校しても良いと認めるまで、登校は見合わせて下さい。

許可がおり登校する際には、下記の用紙に保護者の方が記入し生徒に持参させて下さい。医療機関からの証明の必要はありませんが、医師の判断に基づく保護者の証明ということで、ご記入をお願いします。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう）

※ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではないので、

第二種感染症	出席停止の期間
インフルエンザ※ <u>特定鳥インフルエンザ</u> 及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで ※発熱した日、解熱した日を 0 日目として換算する
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

主治医の指示に従ってください。

第三種・・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※その他の感染症とは（「学校における感染症への対応」 文部科学省より抜粋）

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

## 登校届け

年 月 日

I D 学園高等学校

校長 古澤 勝志 殿

学校感染症が治癒した（周囲への感染の恐れがなくなった）ため登校いたします。

診察名（ ）

※インフルエンザの場合は、型までご記入下さい。（A 型、B 型、新型等）

診察を受けた医療機関名（ ）

所在地（ ）

出席停止の期間 月 日 ～ 月 日

I D 学園高等学校 \_\_\_\_年 生徒番号\_\_\_\_\_コース

生徒氏名\_\_\_\_\_ 保護者氏名\_\_\_\_\_印